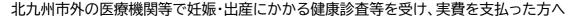


~妊娠・出産に伴う費用助成(償還払い)のご案内~





市外で保険適用外の下記健康診査等を受け、実費を支払った場合、本市が定める額を上限として助成します。制度の詳細は、下記 QR コードより市ホームページをご覧ください。

I市外で以下の健康診査等を受けた方

■ 産婦健康診査

- 新生児聴覚検査
- 産後ケア(事前の登録が必要)



右 QR コードより電子申請にてお申込みください。

下記「電子申請前に準備するもの」を撮影して おくと、申請がスムーズです。 (画像はすべて、全体が映るように撮影してください。)



北九州市ホームページ



【電子申請前に準備するもの】

共 通

○ 振込先が確認できる通帳等の画像 (ただし、妊産婦名義の口座に限る)

産婦健康診査

- 領収書・診療明細書の画像 (※裏面 1)
- 結果が記入された「北九州市産婦健康 審査受診票」の画像 (※裏面2)
- 母子健康手帳中「出産の状態」の画像

新生児聴覚検査

- 領収書・診療明細書の画像 (※裏面3)
- 母子健康手帳中「検査の記録」など 検査結果が分かるものの画像

産後ケア

- 領収書の画像 (複数ある場合は 1 つにまとめて撮影)
- 記入された「産後ケア利用証明書」の画像
- 減免希望の場合は裏面参照(※裏面4)

Ⅲ福岡県・佐賀県・大分県・下関市 以外の医療機関で 『妊婦健康診査』を受けた方



Iについては、電子申請にて お申込みください。

妊婦健康診査については、下記の ものを準備し、**区役所保健福祉課 にお越しください**。



【区役所保健福祉課に持参するもの】



妊婦健康診査

- 領収書・診療明細書(写し)
- 母子健康手帳中「妊娠中の経過」(写し)
- 未使用の妊婦健診助成券(原本)
- 振込先が確認できる通帳等(写し) (ただし、妊産婦名義の口座に限る)
- ※ 事前に行った電子申請と同じ口座に入金する場合は、通帳等の写しは不要です。



補 足 説 明

※1 産婦健康診査「領収書・診療明細書の画像」

⇒産婦健診の支払額 5,000 円未満であって、同一日に同一医療機関で児の健診費を 別に支払った方は、産婦健診領収書とは別に、当該領収書を撮影してください。

※2 産婦健康診査「北九州市産婦健康診査受診票の画像」

- ⇒北九州市が定める健診項目を実施していない場合は、助成不可となることがあります。
- ⇒北九州市の受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳「出産後の母体の経過」など 結果が分かるものを撮影してください。

※3 新生児聴覚検査「領収書・診療明細書の画像」

⇒聴覚検査のみの領収書がなく、退院時の領収書に聴覚検査費が含まれている 場合は、退院時の領収書を撮影してください。

※4 産後ケア「減免希望の場合」

- ⇒市民税非課税世帯の場合、生計中心者の市民税非課税証明書を撮影してください。 (4月から6月までの間に申込の場合は、前年度の非課税証明書を撮影)
- ⇒生活保護世帯の場合、保護受給証明書を撮影してください。



申請期限とお振込み



項目	申請期限	お振込み
■ 妊婦健康診査■ 産婦健康診査■ 新生児聴覚検査	出産した日から6か月以内に申請	受付日から 2か月ほど 時間を要します。
■ 産後ケア	利用した日から6か月以内に申請 (複数回利用した場合は、最後の利用日 から6か月以内に申請)	



お問い合わせ先



各区役所	所在地	電話(内線)
門司区 健康相談コーナー	門司区清滝1丁目1番1号	093-331-1888
小倉北区 健康相談コーナー	小倉北区大手町1番1号	093-582-3440
小倉南区 健康相談コーナー	小倉南区若園5丁目1番2号	093-951-4125
若松区 健康相談コーナー	若松区浜町1丁目1番1号	093-761-5327
八幡東区 健康相談コーナー	八幡東区中央1丁目1番1号	093-671-6881
八幡西区 健康相談コーナー	八幡西区黒崎3丁目15番3号	093-642-1444
戸畑区 健康相談コーナー	北九州市戸畑区千防1丁目1番1号	093-871-2331